

| | |
|------|---|
| 要件事項 | <p><航空／海上共通業務> 原産地証明書識別（3桁目）のコード追加</p> |
| 機能概要 | <p><変更前仕様> 原産地証明書識別の3桁目は、「原産地証明者等区分」であり、入力できるコードが定義されている。日EU経済連携協定において、原産性に関する明細情報が提供できない場合が存在するが、運用上、原産地証明書識別だけでは判断することができない。</p> <p><変更後仕様> 「原産地証明者等区分」に「Q」（製造者による原産品申告書（原産性に関する情報が提供できない場合））及び「F」（輸出者による原産品申告書（原産性に関する情報が提供できない場合））を追加する。なお、「Q」（新規コード）及び「P」（既存コード）、並びに「F」（新規コード）及び「E」（既存コード）はそれぞれ同等の区分として、既存のコードと同様の扱いとする。</p> |

1. 変更内容

(1) オンライン業務の変更

原産地証明書管理に新規登録される原産地証明書識別「XXQ7」、「XXF7」等（XXは任意）について、既存のコード（「XXP7」、「XXE7」等）と同様となるよう以下の通り変更する。

(A) 「輸入申告事項登録（IDA）」業務、「輸入申告変更事項登録（IDA01）」業務及び「シングルウィンドウ輸入申告事項登録（SWA）」業務の変更

原産地証明書識別の3, 4桁目が「P7」または「E7」の場合に行っている、原産地証明書提出猶予申請または原産品申告書提出猶予申請の根拠となる法令が2種類を超えていないかのチェック（エラーコードE0420）について、新規「Q7」または「F7」の場合も対象となるようチェック処理を変更する。

(B) 「輸入申告等照会（IID）」業務の変更

原産地証明書識別の3, 4桁目が「P7」「E7」の場合に、「税関通知欄（承認期間タイトル）」に「原産品申告書提出猶予期間」または「原産地証明書等提出猶予期間」を出力しているが、新規「Q7」及び「F7」の場合も同様の文言が出力されるように変更する。

(C) 輸入申告等控及び輸入許可等通知の出力内容の変更（※対象業務は、2. 変更対象業務<オンライン業務>参照）

原産地証明書識別の3, 4桁目が「P7」「E7」の場合に、出力している以下の項目について新規「Q7」及び「F7」の場合も同様の文言が出力されるように変更する。

- ・ 輸入申告等控
「帳票タイトル（兼用タイトル）」、「兼用申請タイトル」、「兼用申請内容」、「兼用申請根拠法令」
- ・ 輸入許可等通知
「帳票タイトル（兼用タイトル）」、「税関通知欄（兼用通知）」、「税関通知欄（兼用通知根拠法令）」、「税関通知欄（承認期間タイトル）」、「税関通知欄（承認期間）」、「税関通知欄（承認期間単位）」

2. 変更対象業務

<オンライン業務>

- ・ 「輸入申告事項登録（IDA）」業務
- ・ 「輸入申告変更事項登録（IDA01）」業務
- ・ 「シングルウィンドウ輸入申告事項登録（SWA）」業務
- ・ 「輸入申告等照会（IID）」業務
- ・ 「輸入申告（IDC）」業務
- ・ 「MPN消込（MP2）」業務

3. 特記事項

- (1) 個別項目
特になし

4. 添付資料

- 別紙 01_輸入申告等照会イメージ
別紙 02_輸入許可通知書イメージ

5. リリース予定日／サービス開始予定日

2019年11月17日(日) 保守時間帯